様式第16号

第　　　　　　号

年　月　日

開示実施手数料の減額(免除)について

　(開示請求者)　　　様

国立大学法人

東京大学総長　　　　印

　　　　年　月　日付けの開示実施手数料の減額(免除)申請については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に規定する減額(免除)理由に該当しませんので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 対象となる法人文書の名称 |  |
| 開示の実施方法 |  |
| 減額(免除)を求める開示実施手数料の額 |  |
| 減額(免除)が認められない理由等 |  |

注1　開示の実施を受ける場合には、上記の開示実施手数料(減額(免除)を求める開示実施手数料の額)の追納が必要です。

注2　この決定に不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条に基づき、この決定があったことを知った日から起算して60日以内に、国立大学法人東京大学総長に対して異議申立をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により､この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人東京大学を被告として（訴訟において国立大学法人東京大学を代表する者は総長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。